

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

八王子市長 初 宿 和 夫

八王子市条例第 1 9 号

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例

第 1 条 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に
関する条例（令和 3 年八王子市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(16) （略） (17) 多機能型 第 8 3 条に規定する指定生活介護の事業、第 1 3 6 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 1 5 0 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 1 6 5 条に規定する指定就労移行支援の事業、第 1 7 7 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 1 9 2 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号。以下「指定障害児通所支援等基準条例」という。）第 4 条に規定する指定児	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(16) （略） (17) 多機能型 第 8 3 条に規定する指定生活介護の事業、第 1 3 6 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第 1 5 0 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第 1 6 5 条に規定する指定就労移行支援の事業、第 1 7 7 条に規定する指定就労継続支援 A 型の事業及び第 1 9 2 条に規定する指定就労継続支援 B 型の事業並びに八王子市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（令和元年八王子市条例第 6 号。以下「指定障害児通所支援等基準条例」という。）第 4 条に規定する指定児

童発達支援の事業、指定障害児通所支援等基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定障害児通所支援等基準条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定障害児通所支援等基準条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定障害児通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（管理者）

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第25条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) （略）

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3) （略）

(4) （略）

(5) （略）

（居宅介護計画の作成）

第26条 （略）

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下

童発達支援の事業、指定障害児通所支援等基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定障害児通所支援等基準条例第78条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定障害児通所支援等基準条例第90条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定障害児通所支援等基準条例第98条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定障害児通所支援等基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（管理者）

第6条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第25条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) （略）

(2) （略）

(3) （略）

(4) （略）

（居宅介護計画の作成）

第26条 （略）

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(苦情解決)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長）が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5～7 (略)

(管理者)

第51条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第56条 (略)

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第30条 (略)

2・3 (略)

(苦情解決)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5～7 (略)

(管理者)

第51条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第56条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第58条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第58条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第140号。第58条第3項において「都条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法**第7条第2項**に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

（指定療養介護の取扱方針）

第64条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

4 (略)

（療養介護計画の作成等）

第65条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）**を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配**

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法**（昭和22年法律第164号）**第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第58条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第58条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第140号。第58条第3項において「都条例」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなす。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法**第6条の2の2第3項**に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなす。

（指定療養介護の取扱方針）

第64条 (略)

2 (略)

3 (略)

（療養介護計画の作成等）

第65条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）**を行い**、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援

慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
<u>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u>	
<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>6</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（<u>利用者及び当該</u>利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u>、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	<u>5</u> サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
<u>7</u> サービス管理責任者は、<u>第5項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。	<u>6</u> サービス管理責任者は、<u>第4項</u>に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
<u>8</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者<u>及び指定特定相談支援事業者等</u>に交付しなければならない。	<u>7</u> サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>11</u> 第2項から<u>第8項</u>までの規定は、<u>第9項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。	<u>10</u> 第2項から<u>第7項</u>までの規定は、<u>第8項</u>に規定する療養介護計画の変更について準用する。
(サービス管理責任者の責務)	(サービス管理責任者の責務)
第66条 (略)	第66条 (略)
<u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u>	
(従業者の員数)	(従業者の員数)
第84条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第84条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)～(ウ) （略）

イ （略）

ウ 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ （略）

(3) （略）

2・3 （略）

4 第1項第2号の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 （略）

（職場への定着のための支援等の実施）

第92条 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（**障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。**）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 （略）

（指定短期入所の取扱方針）

第115条 （略）

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7章、第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士 **又は作業療法士** 及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士 **又は作業療法士** 及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数とする。

(ア)～(ウ) （略）

イ （略）

ウ 理学療法士 **又は作業療法士** の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ （略）

(3) （略）

2・3 （略）

4 第1項第2号の理学療法士 **又は作業療法士** を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 （略）

（職場への定着のための支援等の実施）

第92条 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 （略）

（指定短期入所の取扱方針）

第115条 （略）

<u>2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u>	
<u>3</u> (略) <u>4</u> (略)	<u>2</u> (略) <u>3</u> (略)
(指定重度障害者等包括支援の取扱方針) 第132条 (略)	(指定重度障害者等包括支援の取扱方針) 第132条 (略)
<u>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u>	
<u>3</u> (略) <u>4</u> (略)	<u>2</u> (略) <u>3</u> (略)
(重度障害者等包括支援計画の作成) 第133条 (略)	(重度障害者等包括支援計画の作成) 第133条 (略)
2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を<u>利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に</u>交付しなければならない。	2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。
3・4 (略)	3・4 (略)
(準用) 第135条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、<u>第30条第4項</u>、第33条（第1項及び第2項を除く。）から第45条まで及び第73条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第134条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第135条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第135条において準用する第21条第2項」と読み替えるものとする。	(準用) 第135条 第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第33条（第1項及び第2項を除く。）から第45条まで及び第73条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第134条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第135条において準用する次条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第135条において準用する第21条第2項」と読み替えるものとする。
(従業者の員数) 第137条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員	(従業者の員数) 第137条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 看護職員、理学療法士<u>又は作業療法士</u>及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。 イ （略） ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。 エ （略） (2) （略） 2・3 （略） 4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 5～8 （略） （準用） 第143条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条及び第92条から第99条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第143条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第143条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第143条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第143条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第143条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第7	ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。 イ （略） ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。 エ （略） (2) （略） 2・3 （略） 4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 5～8 （略） （準用） 第143条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条及び第92条から第99条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第143条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第143条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第143条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第143条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第143条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第7
---	---

2条」とあるのは「第143条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第143条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第143条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第143条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第144条の2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第128条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第128条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第147条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第127条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

2条」とあるのは「第143条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第143条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第143条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第143条において準用する前条」と読み替えるものとする。

**(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者
に対して適切なサービスを提供するた
め、指定自立訓練（機能訓練）事業所そ
他の関係施設から必要な技術的支援を
受けていること。**

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）
第147条 自立訓練（機能訓練）に係る基
準該当障害福祉サービス（**第148条の2
に規定する病院等基準該当自立訓練（機能
訓練）及び第260条に規定する特定基準
該当自立訓練（機能訓練）を除く。**以下こ
の節において「基準該当自立訓練（機能訓
練）」という。）の事業を行う者（以下こ
の節において「基準該当自立訓練（機能訓
練）事業者」という。）が当該事業に関し
て満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等**又は指定通所リ
ハビリテーション事業者**であって、地域
において自立訓練（機能訓練）が提供さ
れていないこと等により自立訓練（機能
訓練）を受けることが困難な障害者に対
して指定通所介護等**又は指定通所リハビ
リテーション**を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能
訓練室**又は指定通所リハビリテーション
事業所の専用の部屋等**の面積を、指定通
所介護等**又は指定通所リハビリテーシ
ョン**の利用者の数と基準該当自立訓練（機
能訓練）を受ける利用者の数の合計数で
除して得た面積が3平方メートル以上で
あること。
- (3) 指定通所介護事業所等**又は指定通所リ
ハビリテーション事業所**の従業者の員数
が、当該指定通所介護事業所等**又は当該
指定通所リハビリテーション事業所**が提
供する指定通所介護等**又は指定通所リハ
ビリテーション**の利用者の数を指定通所
介護等**又は指定通所リハビリテーシ
ョン**の利用者及び基準該当自立訓練（機能
訓練）を受ける利用者の数の合計数であ
るとした場合における当該指定通所介護
事業所等**又は当該指定通所リハビリテー
ション事業所**として必要とされる数以上
であること。
- (4) （略）

**（病院又は診療所における基準該当障害福
祉サービス（自立訓練）に関する基準）
第148条の2 地域において自立訓練（機**

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）
第147条 自立訓練（機能訓練）に係る基
準該当障害福祉サービス（第260条に規
定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）
を除く。以下この節において「基準該当自
立訓練（機能訓練）」という。）の事業を
行う者（以下この節において「基準該当自
立訓練（機能訓練）事業者」という。）が
当該事業に関して満たすべき基準は、次の
とおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域
において自立訓練（機能訓練）が提供さ
れていないこと等により自立訓練（機能
訓練）を受けることが困難な障害者に対
して指定通所介護等を提供するものでは
ないこと。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能
訓練室の面積を、指定通所介護等の利用
者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）
を受ける利用者の数の合計数で除して得
た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数
が、当該指定通所介護事業所等が提供す
る指定通所介護等の利用者の数を指定通
所介護等の利用者及び基準該当自立訓練
（機能訓練）を受ける利用者の数の合計
数であるとした場合における当該指定通
所介護事業所等として必要とされる数以
上であること。
- (4) （略）

能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第158条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第92条から第99条まで、第141条及び第142条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条

（準用）

第158条 第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第92条から第99条まで、第141条及び第142条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条

第1項中「第31条」とあるのは「第158条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第158条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第158条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第176条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第156条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第176条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第176条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第176条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第60条第1

第1項中「第31条」とあるのは「第158条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第158条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第158条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第158条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第176条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第156条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第176条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第176条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「3月」と、第66条中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第176条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第60条第1

項」とあるのは「第176条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第176条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第176条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第176条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条、**第184条第6項**及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第196条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第196条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号

項」とあるのは「第176条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第176条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第176条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第176条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第176条において準用する前条」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第196条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第196条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあ

中「第60条第1項」とあるのは「第196条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第196条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第196条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第196条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、**第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第195条第1項の工賃」と**、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第196条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第200条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第57条、第64条から第67条まで、第75条、第77条、第80条、第81条、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条(第1項を除く。)、第141条、**第184条第6項**、第185条から第187条まで及び第192条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第200条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条において準用する第19条第1項」と、

るのは「第196条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第196条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第196条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第196条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第196条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第200条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第57条、第64条から第67条まで、第75条、第77条、第80条、第81条、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条(第1項を除く。)、第141条、第185条から第187条まで及び第192条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第200条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中

同項第3号中「第72条」とあるのは「第200条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第200条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第199条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第200条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第205条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第206条 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者の員数)

第213条 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た

「第72条」とあるのは「第200条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第200条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第200条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第205条 (略)

(実施主体)

第206条 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者の員数)

第213条 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

数以上 <u>イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</u> <u>(ア) 利用者の数が３０以下 １以上</u> <u>(イ) 利用者の数が３１以上 １に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上</u>	<u>イ 利用者の数が３１以上 １に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上</u>
2 (略)	2 (略)
<u>3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第２７号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第２条第３項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第１条第１１号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第３条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第２項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第１項第２号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u>	
<u>4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第３９条第３項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第１条第１２号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第４０条において準用する指定地域相談支援基準第３条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第１項第２号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u>	
<u>5 (略)</u>	<u>3 (略)</u>
<u>6 (略)</u>	<u>4 (略)</u>
<u>第２１６条 削除</u>	<u>(実施主体)</u> <u>第２１６条 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型</u>

自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問等による支援）

第217条 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第219条 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第36条まで、第38条から第44条まで、第64条、第65条、第67条、第73条、第205条、第209条及び第210条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第219条において準用する第209条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第220条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に

（定期的な訪問による支援）

第217条 指定自立生活援助事業者は、おむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第219条 第9条から第23条まで、第29条、第33条から第36条まで、第38条から第44条まで、第64条、第65条、第67条、第73条、第205条、第209条及び第210条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第219条において準用する第209条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用する次条第1項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第220条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

関する相談、住居の確保に係る援助その他
居宅における自立した日常生活への移行及
び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効
果的に行うものでなければならない。

(入退居)

第 2 2 4 条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助 を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 2 2 7 条 (略)

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第 2 2 8 条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第 2 2 8 条の 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第 2 4 5 条において「地域連携推進会議」という。）を開催

(入退居)

第 2 2 4 条 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 (略)

(指定共同生活援助の取扱方針)

第 2 2 7 条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(サービス管理責任者の責務)

第 2 2 8 条 (略)

<u>し、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u> <u>３ 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね１年に１回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u> <u>４ 指定共同生活援助事業者は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u> <u>５ 前３項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u>	
(協力医療機関等) 第２３５条 (略) ２ (略)	(協力医療機関等) 第２３５条 (略) ２ (略)
<u>３ 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u> <u>４ 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u>	
(準用) 第２３６条 第９条、第１１条、第１２条、第１４条から第１７条まで、第２０条、第２３条、第２８条、第３４条、第３７条から第４４条まで、第６０条、第６５条、第６７条、第７３条、第７７条、第８１条、第９５条、第９７条、第９９条及び第１５６条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第９	(準用) 第２３６条 第９条、第１１条、第１２条、第１４条から第１７条まで、第２０条、第２３条、第２８条、第３４条、第３７条から第４４条まで、第６０条、第６５条、第６７条、第７３条、第７７条、<u>第８０条</u>、第８１条、第９５条、第９７条、第９９条及び第１５６条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合にお

条第1項中「第31条」とあるのは「第231条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第236条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第236条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第236条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第236条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第237条 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第238条 日中サービス支援型指定共同生

いて、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第231条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第236条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第236条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第236条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第236条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第237条 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第238条 日中サービス支援型指定共同生

活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第245条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」とい

活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第245条

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれ

う。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況**及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果**等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の**協議会等における**報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第246条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、第81条、第95条、第97条、第99条、第156条、第224条から第228条まで及び第231条から第235条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第246条において準用する第231条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第246条において準用する第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第246条において準用する第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第246条において読み替えて準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第246条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第246条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第246条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第246条において準用する第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービ

に準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第246条 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、**第80条**、第81条、第95条、第97条、第99条、第156条、第224条から第228条まで及び第231条から第235条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第246条において準用する第231条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第246条において準用する第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第246条において準用する第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第246条において読み替えて準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第246条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第246条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第246条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第246条において準用する第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日

ス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第247条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第257条において読み替えて準用する第65条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助 **又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助**（第249条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第248条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ **若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助 又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助**を適切かつ効果的に行うものでなけれ

中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第247条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第257条において読み替えて準用する第65条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第249条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第248条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ **又は食事の介護その他の日常生活上の援助**を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

ばならない。

(準用)

第257条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、第81条、第95条、第97条、第99条、第156条、第224条から第228条の2まで、第229条、第230条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第257条において準用する第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第257条において準用する第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第257条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第257条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第257条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第257条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第257条において準用する第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第229条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第257条 第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第60条、第65条、第67条、第73条、第77条、第80条、第81条、第95条、第97条、第99条、第156条、第224条から第228条まで、第229条、第230条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第257条において準用する第226条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第257条において準用する第226条第2項」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第257条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第257条において準用する第60条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第257条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第257条」と、第99条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第257条において準用する第235条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第229条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例) 第258条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第84条第6項、第137条第6項及び第7項、第151条第6項、第166条第4項並びに第178条第4項（第193条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。 2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第84条第1項第3号及び第7項、第137条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第166条第1項第3号及び第5項並びに第178条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第193条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。 (1)・(2) (略) (従業者の員数) 第261条 特定基準該当障害福祉サービス	(従業者の員数等に関する特例) 第258条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所（指定障害児通所支援等基準条例第68条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）</u>及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第84条第6項、第137条第6項及び第7項、第151条第6項、第166条第4項並びに第178条第4項（第193条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。 2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、<u>指定医療型児童発達支援事業所</u>及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第84条第1項第3号及び第7項、第137条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第166条第1項第3号及び第5項並びに第178条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第193条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。 (1)・(2) (略) (従業者の員数) 第261条 特定基準該当障害福祉サービス
--	--

事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士** 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士、**作業療法士又は言語聴覚士**を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第262条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、**又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる**ことができるものとする。

(準用)

第264条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第2項、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第87条、第93条から第95条まで、第96条（第10号を除く。）及び第97条から第99条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第264条第1項において準

事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士**又は作業療法士** 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士**又は作業療法士**を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第262条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第264条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条第2項、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第87条、第93条から第95条まで、第96条（第10号を除く。）及び第97条から第99条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第264条第1項において準

用する第96条」と、第15条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第264条第2項において準用する第88条第2項及び第3項、第264条第3項及び第5項において準用する第140条第2項及び第3項並びに第264条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第264条第2項において準用する第88条第2項、第264条第3項及び第5項において準用する第140条第2項並びに第264条第4項において準用する第155条第2項」と、第38条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第44条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、**同条第9項**中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第66条中「前条」とあるのは「第264条第1項において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する第65条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第264条第1項において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第264条第1項」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第264条第1項において準

用する第96条」と、第15条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第20条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第264条第2項において準用する第88条第2項及び第3項、第264条第3項及び第5項において準用する第140条第2項及び第3項並びに第264条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第264条第2項において準用する第88条第2項、第264条第3項及び第5項において準用する第140条第2項並びに第264条第4項において準用する第155条第2項」と、第38条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第44条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、**同条第8項**中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第66条中「前条」とあるのは「第264条第1項において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する第65条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第264条第1項において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第264条第1項において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第264条第1項」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第264条第1項において準

用する前条」と読み替えるものとする。 2～5 （略） 附 則 1 （略） （指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置） 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第84条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。 (1)・(2) （略） 3・4 （略） （指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） 5 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 6 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7	用する前条」と読み替えるものとする。 2～5 （略） 附 則 1 （略） （指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置） 2 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第84条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。 (1)・(2) （略） 3・4 （略） （指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例） 5 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 6 第229条第3項及び第243条第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7
--	--

号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 7～13 （略）	号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和6年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。 7～13 （略）
---	---

第2条 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第8章 （略） 第8章の2 就労選択支援 第1節 基本方針（第164条の2） 第2節 人員に関する基準（第164条の3・第164条の4） 第3節 設備に関する基準（第164条の5） 第4節 運営に関する基準（第164条の6―第164条の9） 第9章～第17章 （略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 支給決定障害者等 法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(17) （略） （指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章、第7章、第8章及び第9章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の	目次 第1章～第8章 （略） 第9章～第17章 （略） 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) （略） (3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。 (4)～(17) （略） （指定障害福祉サービス事業者の一般原則） 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることに

措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2～6 (略)

第8章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第164条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第164条の3 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）に置くべき就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（準用）

第164条の4 第57条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第164条の5 第87条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

より利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2～6 (略)

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第164条の6 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると市長が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第164条の7 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第164条の8 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に

応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第164条の9 第9条から第20条まで、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条、第67条、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条（第2項第1号を除く。）、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条及び第156条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第164条の9において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第164条の9において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第81条第2項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第164条の9において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第164条の9」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第164条の9において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第164条の9において準用する前条」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を

受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第175条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

（準用）

第191条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第93条から第95条まで、第97条から第99条まで、第140条、第141条及び第175条の2の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第191条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第191条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第191条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第191条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条 第9条から第17条まで、第1

（準用）

第191条 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第93条から第95条まで、第97条から第99条まで、第140条及び第141条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第189条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第191条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第191条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第191条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第191条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第196条 第9条から第17条まで、第1

9条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条、**第175条の2**、第184条第6項及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第196条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第196条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第196条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第196条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第196条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第196条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第195条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第196条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第200条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第34条、第37条から第44条まで、

9条、第20条、第22条、第23条、第28条、第34条、第37条から第44条まで、第64条から第67条まで、第73条、第75条から第77条まで、第80条、第81条、第90条、第93条から第99条まで、第140条、第141条、第184条第6項及び第185条から第187条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第196条において準用する第96条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する第140条第1項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第196条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第196条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第196条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第196条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第196条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第196条」と、第96条中「第99条第1項」とあるのは「第196条において準用する第99条第1項」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第196条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第195条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第196条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第200条 第9条から第12条まで、第14条から第17条まで、第19条、第20条、第23条(第1項を除く。)、第28条、第34条、第37条から第44条まで、

第57条、第64条から第67条まで、第75条、第77条、第80条、第81条、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条（第1項を除く。）、第141条、第175条の2、第184条第6項、第185条から第187条まで及び第192条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第200条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第200条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第200条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第199条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第200条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第57条、第64条から第67条まで、第75条、第77条、第80条、第81条、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条（第1項を除く。）、第141条、第184条第6項、第185条から第187条まで及び第192条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条」とあるのは「第198条」と、第20条第2項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第23条第2項中「第21条第2項」とあるのは「第200条において準用する第140条第2項」と、第64条第1項中「次条第1項」とあるのは「第200条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第65条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第66条中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第81条第2項第1号中「第65条」とあるのは「第200条において準用する第65条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第60条第1項」とあるのは「第200条において準用する第19条第1項」と、同項第3号中「第72条」とあるのは「第200条において準用する第95条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第200条」と、第99条第1項中「前条」とあるのは「第200条において準用する前条」と、第184条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第199条第1項の工賃」と、第185条第1項中「第191条」とあるのは「第200条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、第2条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０４号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 施行日から令和７年３月３１日までの間、第１条の規定による改正後の八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第２２８条の２（新条例第２５７条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第２４５条の規定の適用については、新条例第２２８条の２第２項及び第３項並びに第２４５条第２項及び第３項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新条例第２２８条の２第４項及び第２４５条第４項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。